

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

徳島国民年金 事案527

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの期間及び42年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年3月まで
② 昭和42年4月から48年3月まで

申立期間①については、昭和48年ころ、さかのぼって国民年金保険料を納付できるとの通知があり、A市区町村役場B支所へ出向き、一括納付の手続を済ませ、私の20歳以降の大学時代に未納となっている当該期間の保険料を納付した。

また、申立期間②については、昭和42年3月に県外の大学を卒業し、実家のA市区町村に戻った後、すぐに国民年金への加入手続を済ませ、以後、当該期間に係る国民年金保険料をC農協等の金融機関窓口で定期的に納付していた。

手続はすべて私自身が行ったので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和48年ころ、当該期間に係る国民年金保険料を、A市区町村役場B支所窓口において一括納付した。」と主張しているところ、当該時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない期間であるとともに、当該時点直後の49年1月1日からは第2回特例納付実施期間であることから、申立期間①の国民年金保険料について納付することは可能であったものの、A市区町村は、「申立人が特例納付の手続を行ったとするA市区町村役場B支所窓口には、当時、特例納付に係る納付書は備え付けられていなかった。」と回答するなど、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したこと

をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和42年3月の大学卒業後、A市区町村役場B支所へ出向き国民年金加入手続を行い、以後、申立期間②の保険料を、C農業協同組合等の金融機関を通じて定期的に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年1月19日以降に払い出されたものと推認できるとともに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市区町村は、「A市区町村において、国民年金保険料を金融機関経由で納付できるようになったのは昭和45年4月以降のことであり、同年3月までは、A市区町村の係員が各家庭へ保険料の集金に回っていた。」と回答するなど、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年12月から18年12月まで

私は、昭和16年12月にA事業所（現在は、B事業所）への徴用令状を受け、その時はC市区町村の命により健民修練中であつたため、17年2月に2か月遅れでA事業所D工場に入社したが、16年12月にA事業所D工場において厚生年金保険に加入していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録が、昭和19年1月11日以降の期間しか確認できず納得がいかないので、調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和16年12月にA事業所への徴用令状を受け、その時は健民修練中であつたため、翌年の17年2月に2か月遅れでA事業所D工場に入社した。」と主張しているところ、i) B事業所は、「申立人が就職したとする昭和16年12月当時、A事業所D工場は存在していなかった。当時、A事業所D工場の所在地にはE事業所F工場があつた。」と回答しており、E事業所は、「昭和18年7月13日に当社F工場をA事業所に売却している。」と回答していることから判断すると、申立期間のうち、少なくとも18年7月13日以前の期間については、A事業所D工場は存在していなかったものと推認されること、ii) 史実によれば、健民修練所の設置は昭和18年6月に厚生省（現在は、厚生労働省）人口局が作成した健民修練所設置要綱に基づいて行われていることなどから、申立人の記憶する勤務時期との間に齟齬が見受けられ、申立期間のうち、16年12月から18年7月13日までの期間について、申立人が、A事業所D工場に勤務していたことを確認することができない。

また、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が昭和17年1月に

施行された後、同法において、同年1月1日から同年6月1日までの期間については、労働者年金保険の被保険者期間に算入しない適用準備期間として、労働者年金保険料の徴収は同年6月から開始することが定められていることから、申立期間のうち、16年12月から17年6月1日までの期間については、申立人は、労働者年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、適用事業所台帳において、申立人が入社したとするA事業所D工場が労働者年金保険の適用事業所に該当したことは確認できない。

加えて、B事業所においては、申立期間当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、申立人は、当時の同僚一人を記憶しているものの、姓しか記憶していないため、当該同僚を特定することはできない上、申立人と同日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した者のうち、所在が確認できた一人に文書照会を行ったものの回答が得られないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態、労働者年金保険の加入状況及び労働者年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険被保険者名簿において、申立人及び申立人と近い整理番号が払い出されていることが確認できる複数の者は、昭和19年1月11日に健康保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案431（大阪厚生年金事案2539の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 ごろ から 39 年 6 月 ごろ まで
② 昭和 39 年 7 月 ごろ から 40 年 12 月 ごろ まで
③ 昭和 47 年 9 月 ごろ から
④ 昭和 48 年 ごろ から
⑤ 昭和 56 年 6 月 ごろ から
⑥ 昭和 57 年 1 月 ごろ から 同年 6 月 1 日 まで
⑦ 昭和 59 年 8 月 ごろ から

申立期間①について、昭和 38 年 1 月 ごろ から 39 年 6 月 ごろ までの期間において、当時通学していた学校の教師の紹介で、健康保険及び厚生年金保険が完備しているとされた A 市区町村に所在した B 事業所内の C 店で勤務していた。従業員は 15 人から 20 人で、勤務時間は 7 時から 16 時までの時間、給与は約 7,000 円から 8,000 円だった。

申立期間②について、昭和 39 年 7 月 ごろ から 40 年 12 月 ごろ までの期間において、A 市区町村に所在した D 事業所で E 業務従事者として勤務していた。

申立期間③について、昭和 47 年 9 月 ごろ から F 市区町村に所在した G 事業所で E 業務従事者として勤務していた。

申立期間④について、昭和 48 年 ごろ から E 業務従事者仲間の紹介で、H 事業所が経営していた「I 店」で E 業務従事者として勤務していた。

申立期間⑤について、昭和 56 年 6 月 ごろ から、J 事業所の従業員として「K 店」で E 業務従事者として勤務していた。

申立期間⑥について、L 事業所で昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したと記録されているが、同年 1 月 ごろ から勤務し

ており、同年1月から保険料を給与から控除されていたはずである。

申立期間⑦について、昭和59年8月ごろからM事業所の従業員として「K店」でE業務従事者として勤務していた。

年金記録確認大阪地方第三者委員会（以下「大阪委員会」という。）から送付された通知書では、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。」との判断が示されたが、納得できないため、年金記録確認徳島地方第三者委員会において再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所原簿から、申立期間①、②、③、⑥及び⑦については、申立期間当時、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、申立期間④及び⑤を含むすべての申立期間について、当時の同僚等から事情を聴取しても、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる具体的な供述を得ることができず、ほかに、申立人の給与から各事業主により、すべての申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に大阪委員会の決定に基づく平成20年11月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、大阪委員会の判断理由に納得できないと主張しているが、これは大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、前回調査した同僚とは異なる者に聴取等を行ったものの、申立人の給与から各事業主により、すべての申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び関連資料も得られず、そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案432

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年8月ごろまで
② 昭和51年9月から52年11月ごろまで

私は、申立期間①についてはA事業所で、また、申立期間②についてはB事業所でC業務従事者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述などから判断すると、申立人がA事業所で勤務していたこととはうかがえるものの、申立人の申立事業所における勤務期間の始期及び終期が特定できる具体的な供述等は得られない。

また、申立事業所が現在保管している従業員台帳等の資料において、申立人の氏名等は確認できず、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料は得られない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる社会保険等事務担当者及び複数の同僚は、「当時、A事業所では、入社当初、試用期間が設けられており、その間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和50年8月1日から52年9月1日までの期間において、申立人の氏名

等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、複数の同僚の供述などから判断すると、申立人がB事業所で勤務していたことはいくつかはうかがえるものの、申立人の申立事業所における勤務期間の始期及び終期が特定できる具体的な供述等は得られない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「当時、B事業所では、入社当初見習期間があり、その間については、厚生年金保険に加入させない旨会社から説明があった。」、「私自身、勤務期間中に厚生年金保険に加入していない期間があった。」と供述しているところ、勤務を開始したとする時期より、前述の被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が15か月遅れている者が認められる上、被保険者原票において、当該複数の同僚が、同じC業務従事者として名前を挙げた者のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数認められることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所では、申立期間②当時の人事記録、賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間②当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料は得られない。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和51年2月1日から53年10月28日までの期間において、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月16日から同年7月20日まで
② 昭和56年11月21日から同年12月24日まで

申立期間①についてはA都道府県B市区町村立C校、申立期間②についてはA都道府県B市区町村立D校において助教諭として勤務していた。

E事業所から交付された両申立期間に係る辞令書もあり、勤務していたことは間違いのないため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及びE事業所から提出された人事記録により、申立人が、昭和56年5月16日から同年6月30日までの期間及び同年7月1日から同年7月20日までの期間にA都道府県B市区町村立C校において、56年11月21日から同年12月24日までの期間にA都道府県B市区町村立D校において、助教諭（臨時職員）として勤務していたことは確認できる。

しかし、E事業所は、「両申立期間当時、任用期間が2か月以下の者は厚生年金保険の加入対象としていなかった。辞令書が複数枚ある場合でも、辞令書の発令期間ごとに判断し、任用期間が2か月を超えない場合は、厚生年金保険に加入させていなかった。」としている上、厚生年金保険法第12条では、「次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす。」と規定されており、同条第2号では、厚生年金保険の被保険者としなす者について、臨時に使用される者であつて、「二月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、申立人から提出された辞令書によれば、申立人が、両申立期間において、いずれも2か月以内の期間を定めて任用された者であつたことが確認できる。

また、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和56年5月6日から同年12月29日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はない。

さらに、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。